

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	固定資産税・都市計画税事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊中市は、固定資産税・都市計画税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

豊中市長

公表日

令和5年6月30日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="radio"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="radio"/> 宛名システム等 <input type="radio"/> 税務システム <input type="radio"/> その他（評価支援システム、家屋評価システム、登記履歴管理システム）
-------------	--

システム2

①システムの名称	税宛名システム(税総合システム)
②システムの機能	<p>【宛名照会機能】 納税義務者、扶養者の宛名情報(住民、住登外者)、共有者、事業所情報、個人番号を照会する。</p> <p>【住登外者の登録・更新機能】 住登外者の宛名情報・個人番号を登録・更新する。</p> <p>【住記連携機能】 住民記録システムの異動データから税宛名システムへ連携する。</p> <p>【宛名情報連携機能】 共通基盤システムを介して、団体内統合宛名システムへ個人番号付きの宛名情報を送信する</p> <p>【口座振替管理機能】 ・口座振替に関する申込、変更、取得情報を管理する。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="radio"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="radio"/> 既存住民基本台帳システム <input type="radio"/> 宛名システム等 <input type="radio"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（ ）

システム3

①システムの名称	収納管理システム(税総合システム)
②システムの機能	<p>【収納管理事務向け機能】 ・固定資産税システムから連携された賦課決定・更正情報を取りこむ。 ・住民等が納付した収納情報を入力し、収納システムに取り込む。</p> <p>【還付・充当事務向け機能】 ・過納付もしくは誤納付が生じた場合、還付、充当通知書を出力し、住民等に通知する。 住民等から取得した還付金請求書をシステムに登録し、金融機関経由で還付金を振り込む。</p> <p>【証明書発行機能】 ・交付請求に応じて、納税証明書発行する。</p> <p>【督促状発行機能】 ・地方税法に基づき、納期限までに完納しない住民等に送る督促状を出力する。</p> <p>【課税・収納情報参照機能】 ・課税・収納情報等を参照する。</p> <p>【各種資料作成機能】 ・収入日計表、収入月計表等の各種会計資料を作成する。 ・必要な統計資料を作成する。</p> <p>【決算処理機能】 ・調定額、収入額について、最終的な計算を行い決算額を確定する。 ・不納欠損を除いた滞納分については、翌年度の繰越処理を行う。</p>

システム8	
①システムの名称	共通基盤システム（庁内連携システム）
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合データベース管理機能 庁内における各業務システム間での情報の照会や連携を効率よく行うため、各業務システムからの情報を集約したデータベースを保有し、各業務システム間の情報連携を行う。 2 コード変換機能 複数の業務システムで統一的に利用することができる全国町字コードや金融機関コード等のコード変換テーブル等を管理する。 3 各業務システムとの情報連携機能 ・各業務システムの情報を税総合システムに連携する。 ・各業務システムに個人住民税情報を連携する。 4 団体内統合宛名システム（以下「宛名システム」という。）との情報連携機能 個人番号、4情報、各業務システムにおける個人を特定する番号を宛名システムへ連携する。 5 中間サーバー連携機能 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の別表第2に定められた情報照会者に提供するための住民票情報を中間サーバーに連携する。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他（住民情報系の各業務システム、中間サーバー）</p>
システム9	
①システムの名称	団体内統合宛名システム（宛名システム）
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1 団体内統合宛名番号管理機能 各業務システムにおける個人を特定する各々の番号を、同一個人の番号として団体内統合宛名番号へ紐付けて一本化し、その情報を保管、管理する。 2 団体内統合宛名番号と個人番号の紐付け機能 他の機関への情報照会を行う際に使用する個人番号と団体内統合宛名番号を紐付ける。 3 中間サーバー連携機能 情報提供ネットワークシステムを介して情報の照会と提供を行う中間サーバーにおいて、団体内統合宛名番号と符号の紐付けを行うため、中間サーバーへ団体内統合宛名番号を連携する。 4 庁内連携システム連携機能 個人番号、4情報、各業務システムにおける個人を特定する番号を庁内連携システムから宛名システムへ連携し、団体内統合宛名番号と各業務システムにおける個人を特定する番号の紐付け及び団体内統合宛名番号と個人番号の紐付けを行う。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他（中間サーバー）</p>
システム10	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である個人番号対応符号（以下、「符号」という。）と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する団体内統合宛名番号とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報情報を情報照会し、照会した情報を受領する。 3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、他の機関からの情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。 4 既存システム接続機能 中間サーバーと各業務システム及び宛名システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等を連携する。 5 情報提供等記録管理機能 どこの機関がいつ誰の何の情報を照会したか等、特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供が

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 固定資産税ファイル、(2) 収納管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市内及び市外在住の納税義務者、納税通知書の宛先(送付先、相続人代表、納税管理人)
その必要性	固定資産税・都市計画税の適正な賦課・収納を行うため、必要な範囲で特定個人情報を収集・保有する。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (口座関連情報)
その妥当性	<p>【識別情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号: 納税義務者、納税通知書の宛先(送付先、相続人代表、納税管理人)を正確に特定するため。 ・その他識別情報(内部番号): 収納・滞納情報管理ファイルと突合し、対象者を正確に特定するため。 <p>【連絡先情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4情報: 納税通知書等の送付先情報として使用するため。 ・連絡先(電話番号等): 本人への連絡などに使用するため。 ・その他住民票関係情報: 相続人調査等に使用するため。 <p>【業務関係情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税関係情報: 固定資産税・都市計画税の評価額・税額の算出のため。 ・生活保護・社会福祉関係情報: 固定資産税・都市計画税の減免判定のため。 ・その他: 口座振替情報を管理するため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月以降
⑥事務担当部署	財務部 固定資産税課 ・ 税務管理課 ・ 市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (建築関連部局、農業委員会、福祉事務所) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (地方法務局) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (eLTAX(インターネット(公的個人認証)~専用線)、LGWANネットワーク、) <input type="checkbox"/> 電子申込システム	
③使用目的 ※	課税の根拠となる課税資料を基に納税義務者の特定を行い適正な課税額の算出を行い、収納情報を適正に管理するため。	
④使用の主体	使用部署	財務部 固定資産税課 ・ 税務管理課 ・ 市民税課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 [] <ul style="list-style-type: none"> <li style="text-align: center;"><選択肢> <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		<p>I 課税情報の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地・家屋、償却資産の評価情報を管理する。 ・評価情報に基づき、課税額を計算し課税情報として管理する。 <p>II 収納管理事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収納状況を管理する。 ・納期限を過ぎても完納されない納税者に対して督促状を発送する。 ・申請に基づき、口座振替の登録処理を行う。 <p>III 還付充当処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過誤納金が生じたものについて、還付充当処理を行い、通知書を作成する。 <p>IV 証明書発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付申請があったものについて、評価、課税、収納状況を確認の上、証明書を交付する。
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> ・住民異動により変更された特定個人情報については、業務間連携システムを介し、固定資産税ファイルと内部番号で突合、更新する。 ・本人又は本人の代理人提出の申告書等又は他行政機関等から入手する申告書等の内容と、本市で登録されている宛名情報を突合し氏名、住所を確認する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する [] <input type="checkbox"/> 委託しない () 6) 件 <ul style="list-style-type: none"> <li style="text-align: center;"><選択肢> <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 1) 委託する 2) 委託しない 	
委託事項1	固定資産税システム(税総合システム)の保守	
①委託内容	システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [] <ul style="list-style-type: none"> <li style="text-align: center;"><選択肢> <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 	
③委託先名	日本電気株式会社	

再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。	
	⑥再委託事項	庁内連携システム・宛名システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	
委託事項2		庁内連携システム・宛名システムの保守	
①委託内容		庁内連携システム・宛名システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		日本電気株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。	
	⑥再委託事項	上記委託内容と同じ	
委託事項3		保存文書のCD-ROM作成及び撮影業務委託	
①委託内容		長期保存対象の文書を撮影し、その内容を記録したCD-ROMを作成する。	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		毎年入札により決定	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項4		証明書の受付・交付・郵便仕分・データ入力業務委託	
①委託内容		請求された証明書(評価証明書、課税証明書、台帳登載証明書、住宅用家屋証明書等)の受付、交付。また交付にあたって、内容の確認、電話問合せ、システム入力、手数料の受領を行う。	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社パソナ	

再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項5		課税資料の郵便仕分・点検・データ入力・スキャン等の内部業務委託	
①委託内容		提出された課税資料(償却資産申告書等)の整理・確認、スキャニング処理、データ入力を行う。	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		TOPPANエッジ株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託する場合は、委託先業者からあらかじめ書面により、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等の通知を受け、許諾する。	
	⑥再委託事項	紙で提供された課税資料のパンチ入力業務	
委託事項6		電子申込システムの保守	
①委託内容		システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、職員からの問合せに対する調査等	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社NTTデータ関西	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (2) 件 [] 移転を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 行っていない	
提供先1		固定資産税・都市計画税の納税義務者	
①法令上の根拠		番号法第19条第1号	
②提供先における用途		自己情報の開示	
③提供する情報		固定資産税課税台帳の情報	
④提供する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>本人等(本人又は本人の代理人)からの入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出者が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面書式としている。 ・窓口において、対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・窓口において、本人の代理人が届出を行う場合は、委任状の確認を行うと共に、代理人の本人確認を行う。 ・本人確認を行う際には、個人番号カードや官公庁発行の顔写真入りの身分証明書の提示を受け、個人番号カードや官公庁発行の顔写真入りの身分証明書を提示できない場合は、年金手帳等複数の本人確認書類の提示を受けると共に、住基情報等の聞き取りを行う。 ・特定個人情報が含まれる申込をオンラインで入手する場合は、公的個人認証の仕組みが実装されたシステムを使用している。 <p>システム連携で入手するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人を特定する番号により正確に対象者の情報と紐づき、対象者以外の情報を入手できないようシステム上で担保している。 ・庁内連携システムを通じて入手する場合は、あらかじめ提供先の担当部署から提供を受ける項目について許可を受け、許可された項目以外を連携しないようにシステムで制御している。 <p>全般</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムへの入力や取込後は、確認用帳票を出力し、複数人で確認を行っている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>不適切な方法で入手が行われるリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書面以外の方法(口頭・電話・メール等)では届出を受領しない。 ・システムを利用できる職員を限定し、IDとパスワードによる認証を実施している。また、認証後においてもそのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。 <p>入手した特定個人情報が不正確であるリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通知カードや個人番号カード等の提示をもって、個人番号の真正性を確認している。 ・届出書等と照会・照合情報との相違がある場合は、届出者等に聞き取りを行い、届出内容を補正し正確性を確保している。 ・システムへの入力、削除および訂正を行う際は、整合性を確保するため、入力、削除および訂正を行った者以外の者が、必ず入力、削除および訂正した内容を確認している。また、入力、削除および訂正した者と確認した者の双方の記録を残している。 ・個人を特定する番号により対象者の情報を正確に対応付けることをシステム上で担保しており、さらに入手した情報が正確に対応付けられていることを職員が確認している。 <p>入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口において、記載中の届出内容を他人から覗かれないよう目隠しのパーティションを設け、手続き中の特定個人情報が漏えいしないための措置を実施している。 ・届出においては、本人又は本人の代理人から直接書面を受領することを原則とし、郵送の場合は担当部署が印刷された返信用封筒を利用する等、確実に担当部署に送付されるよう案内を行っている。 ・届出書等の紛失等を防ぐため、受け付けた書類はクリアファイルや専用のカゴに入れて管理し、処理後は専用のバインダーに綴って保管している。 ・他部署とのシステム連携においては、庁内連携システムを介して行い、情報の搾取、奪取の防止、および正確性担保のため庁内の専用回線を用い、情報の暗号化を実施する等の措置を行っている。 ・個人所有の電子計算機の持ち込み、接続を禁止している。 ・私用メールの送受信を禁止し、メール送信の際には所属長へメールを同報しないと送信できないようにシステムで制限を行っている。 ・個人情報の記載のある文書は、必ず鍵付きの書庫に保管している。 	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【税宛名システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税宛名システムには、許可された者が許可された項目にだけアクセスできるようシステムで制御している。 ・庁内連携システムでは、保有するデータベースにおいて入手元の情報と情報項目の対応付けを予め設定しており、庁内連携システムから情報入手する際には、庁内連携システムが事務と情報項目の対応付けに従って情報を受渡することで、事務に必要な情報以外の入手を防止し、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けができないようになっている。 <p>【事務で使用するその他のシステムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税システムにおいて、利用者の担当事務ごとに利用者権限を設定し、権限に応じて必要な情報にアクセスできないよう、システムで制御している。 ・管理者以外は、中間サーバーに直接アクセスすることができないようシステムで制御している。 ・管理者以外は、庁内連携システム内の統合データベースには直接アクセスすることができないようシステムで制御している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当て、各システムごとに次の方法で認証を行っている。 ・各システムにおいて、担当者ごとに使用できる権限を設定することで、不正使用への対策を実施している。 ・ユーザーIDとアクセス権限は管理者が定期的に確認し、事務上アクセスが不要となったIDや権限を変更又は削除している。 ・固定資産税システム(税総合システム)、税宛名システム(税総合システム) <ul style="list-style-type: none"> ・端末にはIDカードとパスワードで認証。 ・システムにはパスワード自動入力によるシングルサインオンによる認証。 ・システムのパスワードは情報システム管理者が管理。 ・中間サーバー、団体内統合宛名システム <ul style="list-style-type: none"> ・端末にはIDカードまたは生体認証とパスワードで認証。 ・システムにはIDとパスワードで認証。 ・庁内連携システム <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税事務担当者は直接アクセスできないよう制御。
その他の措置の内容	<p>【アクセス権限の発行・失効管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザーIDとアクセス権限は管理者が定期的に確認し、事務上アクセスが不要となったIDや権限パターンを変更又は削除する。 ・事務区分および事務権限に対応したアクセス権限を付与している。 ・事務処理ごとに更新権限と照会権限の必要有無を切り分けており、事務に必要な権限を必須で申請するものとしており、申請に対して管理者が申請内容を確認の上、決裁と権限の付与を行っている。 ・共有IDは発行せず、必ず個人に対しユーザーIDを発行する。 ・パスワードは1年ごとに変更をかける運用を徹底している。 ・権限を有していた職員の異動退職情報を管理者が確認し、異動・退職があった際には権限を失効させる。 <p>【特定個人情報の使用の記録】</p> <p>下記システムへのログイン記録(失敗した記録を含む)、個人を特定した検索および特定後の操作ログの記録を行い、一定期間保存している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税総合システム ・住民基本台帳ネットワークシステム ・共通基盤システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

従業者が事務外で使用するリスク

- ・事務外での使用の禁止や未使用時ログオフの徹底等を年1度の個人情報保護研修(セキュリティ研修)で指導している。
- ・個人所有の電子計算機の持ち込み、接続を禁止している。
- ・許可された情報端末や外部媒体以外は接続できないよう制御している。
- ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録し、必要に応じて確認している。
- ・委託者(委託先の従業者)に対する対策として、豊中市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、データ及びドキュメントの目的外の使用、複製・複写の禁止に関する事項を契約書に明記している。

特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

- ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとしている。
- ・サーバー室の立ち入りやサーバへのログオン権限を限られた職員にしか設定していない。
- ・システムのバックアップデータ等は厳重に管理し、権限を持たない者はアクセスできない。
- ・統計処理のためデータの抽出を行う際は、利用可能な端末や操作者を限定し、操作ログを取っている。
- ・連携作業のため媒体へ連携データを抽出する際は、利用可能な媒体、端末、操作者を限定し、操作ログを取っている。
- ・スクリーンセ이버等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を画面に表示させない。
- ・端末のディスプレイを、来庁者から覗き見できないよう措置を講じている。
- ・個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめ、事務処理後速やかに廃棄している。
- ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得ている。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	個人情報の保護に関する法律、豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例及び豊中市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、以下の規定を記載している。 ・再委託の禁止又は制限 ・個人情報等の漏えい防止及び事故防止の措置 ・個人情報を漏えいする行為による罰則の適用 ・データの他目的利用及び第三者への提供の禁止 ・データの複写・複製の禁止 ・データの管理義務 ・作業場所・作業場所における責任体制・作業範囲の明確化 ・事故発生時における報告義務 ・立入検査 ・データ及びドキュメントの保管、返却及び廃棄消去 ・個人情報の秘密保持義務 ・違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	契約書において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け負わせてはならず、再委託を行う場合には、委託先と協議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの体制が確保できるとして承認した場合のみ例外的に認めることとしている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない

リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
---------------------	-----------	-----------------------------

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

○安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ② 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

○入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。

○入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- ① 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。
 - ② 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。
 - ③ 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。
 - ④ 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。
- ② 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。
- ③ 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

① 事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
② 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		

<p>その他の措置の内容</p>	<p>【物理的対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録媒体、紙媒体はカギ付きのロッカーに保管する。 ・サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋としている。 ・出入口には機械による入退室を管理する設備を設置している。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定している。 ・監視設備として監視カメラ等を設置している。 ・サーバ室への入室は生体認証を実施している。 ・サーバは専用のサーバラックに設置し、耐震補強を行うとともに、施錠管理している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避している。 ②事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 <p>【技術的対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人所有の電子計算機の持ち込み、接続を禁止している。 ・実施機関内の他システムとの連携においては、情報の詐取・奪取の防止及び正確性担保のため専用回線を用い、情報の暗号化を実施する等の措置を行っている。 ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行っている。 ・ウイルスメール/スパムメール対策システムを導入している。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行っている。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行っている。
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p> </p>	
<p>8. 監査</p>	
<p>実施の有無</p>	<p>[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査</p>
<p>9. 従業者に対する教育・啓発</p>	
<p>従業者に対する教育・啓発</p>	<p>[十分に行っている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
<p>具体的な方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規配属時に実施する研修において情報セキュリティについて説明、周知徹底している。 ・年1回の情報セキュリティ研修の受講を義務付けるほか、職員に情報セキュリティハンドブックを配布している。 ・委託業者については、「個人情報の保護に関する法律」及び「番号法」による罰則適用並びに受託業者による従業員(再委託先含む)への教育の実施を明記した契約を締結している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。

10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	市政情報コーナー(総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係) 〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 (第二庁舎4階) 電話番号 06-6858-2054
②請求方法	個人情報の保護に関する法律及び同法施行令に基づき、本人確認書類を提示した上で、指定様式による書面を提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	財務部 固定資産税課 〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号(第一庁舎2階) 電話番号 06-6858-2150
②対応方法	・問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を設ける。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年6月30日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月15日	I-4 法令上の根拠	右の条項を追加	・豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条	事後	重要な項目の変更であるが、予定されていた変更であり、重要な変更にあたらない
平成28年6月15日	I-6-② 所属長	納税管理課：鈴木 勝之	納税管理課：中積 崇	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成28年6月15日	II-4 委託の有無	2件	3件	事前	重要な項目の変更であるが、明らかにリスクを低減する変更であり、重要な変更にあたらない なお、変更前が2件とあるのは4件の誤り。
平成28年6月15日	II-4(委託事項3) ①～⑥	委託事項3 納税通知書の封入封緘	委託事項3(①～⑥)を全て削除	事後	重要な項目の変更であるが、明らかにリスクを低減する変更であり、重要な変更にあたらない
平成28年6月15日	II-5(提供先1) ②③⑤⑦	②提供先における用途 固定資産税・都市計画税の納税通知、申告の送付 ③提供する情報 個人番号、基本4情報、地方税関係情報 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 固定資産税・都市計画税の納税義務者のうち、個人番号を有する者 ⑦時期・頻度 4月の納税通知書、12月の申告書(償却資産)の送付時	②提供先における用途 自己情報の開示 ③提供する情報 固定資産税課税台帳の情報 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 特定個人情報ファイルの範囲と同様 ⑦時期・頻度 請求の都度	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成28年6月15日	III-5 ルール内容及びルール遵守の確認方法及びその他欄	納税通知書等 納税通知書等については、送付前に送付先の確認を徹底している。 情報の提供 ・納税通知書、申告書については、定められた様式で提供することにより不適切な方法による提供を防ぐとともに、送付前に送付先の確認を徹底している。	削除	事後	重要な項目の変更であるが、明らかにリスクを低減する変更であり、重要な変更にあたらない
平成29年6月30日	I-2(システム2) ③他のシステムとの接続	()税務システム	(○)税務システム	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

平成29年6月30日	I-2(システム10) ①システムの名称 ②システムの機能 ③他のシステムとの接続	汎用機税宛名システムに関する記載	左の記載をすべて削除	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成29年6月30日	I-6-① 部署	固定資産税課・納税管理課・税務企画課	固定資産税課・納税管理課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成29年6月30日	I-6-② 所属長	固定資産税課：吉岡 諾万 納税管理課：中積 崇 税務企画課：山脇 正幸	固定資産税課：吉岡 諾万 納税管理課：中積 崇	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成29年6月30日	II-2-⑥ 事務担当部署	財務部 固定資産税課・納税管理課・税務企画課・債権管理課	財務部 固定資産税課・納税管理課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成29年6月30日	II-3-① 入手元	評価実施機関内の他部署（建築関連部署、農業委員会）	評価実施機関内の他部署（建築関連部署、農業委員会、福祉事務所）	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成29年6月30日	II-3-④ 使用の主体	財務部 固定資産税課・納税管理課・税務企画課・債権管理課	財務部 固定資産税課・納税管理課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成29年6月30日	IV-1-① 請求先	電話番号 06-6858-2653	電話番号 06-6858-2054	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成30年6月28日	I-2(システム3) ③他のシステムとの接続	[]税務システム	[O]税務システム	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成30年6月28日	II-3-① 入手元	()地方公共団体・地方独立行政法人	(O)地方公共団体・地方独立行政法人	事後	重要な項目の変更であるが、記載漏れの修正のため重要な変更にとらならない
平成30年6月28日	II-3-② 入手方法	()その他 ()	(O)その他 (eLTAX(インターネット(公的個人認証)～専用線))	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成30年6月28日	III-9 従業者に対する教育・啓発具体的な方法	・委託業者については、「豊中市個人情報保護条例」の規程の遵守及び罰則適用を明記した契約を締結している。	・委託業者については、「豊中市個人情報保護条例」及び「番号法」による罰則適用並びに受託業者による従業員(再委託先含む)への教育の実施を明記した契約を締結している。	事後	重要な項目の変更であるが、表現の見直しによるものであるため、重要な変更にとらならない
平成31年4月1日	IV-1-① 請求先	市政情報コーナー(総務部 情報政策課 情報管理係) 〒561-8501 豊中市中桜塚三丁目1番1号(第二庁舎4階) 電話番号 06-6858-2054	市政情報コーナー(総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係) 〒561-8501 豊中市中桜塚三丁目1番1号(第二庁舎4階) 電話番号 06-6858-2054	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成31年4月25日	III-6(リスク1) リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、	(※2)番号法別表第2及び第19条第8号に基づき、	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	I-2(システム5)	地方税ポータルシステム(eLTAXシステム)に関する記載	被災者支援システムに関する記載	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	I-2(システム6)	共通基盤システム(庁内連携システム)に関する記載	登記履歴管理システムに関する記載	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	I-2(システム7)	団体内統合宛名システム(宛名システム)に関する記載	家屋評価システムに関する記載	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	I-2(システム8)	中間サーバーに関する記載	地方税ポータルシステム(eLTAXシステム)に関する記載	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

令和1年6月28日	I-2(システム9)	住民基本台帳ネットワークシステムに関する記載	共通基盤システム(庁内連携システム)に関する記載	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	I-2(システム10)	-	団体内統合宛名システム(宛名システム)に関する記載	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	I-2(システム11)	-	中間サーバーに関する記載	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	I-2(システム12)	-	住民基本台帳ネットワークシステムに関する記載	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	I-6-① 部署	財務部 固定資産税課・納税管理課	財務部 固定資産税課・税務管理課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	I-6-② 所属長の役職名	固定資産税課 : 吉岡 諾万 納税管理課 : 中積 崇	固定資産税課長・税務管理課長	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	II-2-⑥ 事務担当部署	財務部 固定資産税課・納税管理課	財務部 固定資産税課・税務管理課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	II-3-④ ④使用の主体 使用部署	財務部 固定資産税課・納税管理課	財務部 固定資産税課・税務管理課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	II-3-④ ④使用の主体 使用者数	100人以上500人未満	50人以上100人未満	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	II-4-委託事項3	保存文書のCD-ROM作成及びマイクロ撮影業務委託	保存文書のCD-ROM作成及び撮影業務委託	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	II-4-委託事項3 ①委託内容	長期保存対象の文書をマイクロフィルム撮影し、その内容を記録したCD-ROMを作成する。	長期保存対象の文書を撮影し、その内容を記録したCD-ROMを作成する。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年6月30日	I-2(システム2) ②システムの機能	右の内容を追加	【口座振替管理機能】 ・口座振替に関する申込、変更、取得情報を管理する。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年6月30日	I-2(システム3) ②システムの機能	【口座振替管理機能】 ・口座振替に関する申込、変更、取得情報を管理する。	左の記載をすべて削除	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年6月30日	I-2(システム3) ②システムの機能	【証明書発行機能】 ・申請に応じて、納税証明書発行する。	【証明書発行機能】 ・交付請求に応じて、納税証明書を発行する。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年6月30日	I-2(システム3) ③他のシステムとの接続	()税務システム	(○)税務システム	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年6月30日	I-2(システム5) ③他のシステムとの接続	(○)既存住民基本台帳システム	()既存住民基本台帳システム	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

令和2年6月30日	別添1 ファイル記録項目	収納管理ファイル 1 賦課年度(賦課決定された年度) 2 課税相当年度 3 科目 4 期別 7 調定情報 10 納付情報	収納管理ファイル 1 課税年度 2 相当年度 3 税目CD 4 期別CD 7 調定額 8 納期限 9 納付額 10 納付月日 11 領収日 12 収入日 (左の7. 10は削除)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年6月30日	II-3-② 入手方法	・紙 ・庁内連携システム ・情報提供ネットワークシステム ・その他(eLTAX(インターネット(公的個人認証)~専用線)	・紙 ・庁内連携システム ・フラッシュメモリ ・情報提供ネットワークシステム ・その他(eLTAX(インターネット(公的個人認証)~専用線)、LGWANネットワーク)	事前	
令和2年6月30日	II-4 委託の有無	3件	4件	事前	
令和2年6月30日	II-4(委託事項2) ④再委託の有無	再委託しない	再委託する	事後	重要な項目の変更であるが、委託内容の変更ではなく誤記修正であるため、重要な変更にあたらない
令和2年6月30日	II-4(委託事項2) ⑤再委託の許諾方法	—	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。	事後	重要な項目の変更であるが、当初より実施していた内容が評価書に反映されていないことの修正であるため、重要な変更にあたらない
令和2年6月30日	II-4(委託事項2) ⑥再委託事項	—	上記委託内容と同じ	事後	重要な項目の変更であるが、当初より実施していた内容が評価書に反映されていないことの修正であるため、重要な変更にあたらない
令和2年6月30日	II-4(委託事項4)	—	証明書の受付・交付・郵便仕分・データ入力業務委託に関する記載	事前	
令和2年6月30日	II-6 保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない

令和2年6月30日	Ⅲ-6(リスク1) リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> (※2) 番号法別表第2及び第19条第8号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
令和2年6月30日	Ⅲ-7 その他の措置の内容	【物理的対策】 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 右の内容を追記	【物理的対策】 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ②事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
令和2年6月30日	Ⅲ-9 具体的な内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ② 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
令和2年6月30日	Ⅲ-10	-	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
令和2年6月30日	V-1-① 実施日	平成29年6月29日	令和2年6月30日	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

令和2年10月20日	表紙 特記事項	豊中市では、「豊中市個人情報保護条例」に基づいて個人情報保護の対策を実施するとともに、これらの実効性を確保するため情報セキュリティポリシーを作成し、個人情報の漏えい、改ざん、不正アクセス等を防止するための様々な対策に取り組んでいる。 なお、住民情報を取り扱うシステムのデータを保管している電子計算機室を所管する情報政策課においては、国際標準規格に準拠した「情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)」を構築し、平成18年にISMS適合性評価制度に基づく「ISO/IEC27001」の認証を取得している。	削除	事前	
令和3年6月30日	I-2(システム1) ③他のシステムとの接続	() 税務システム () その他()	(<input type="radio"/>) 税務システム (<input type="radio"/>) その他(評価支援システム、家屋評価システム、登記履歴管理システム)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和3年6月30日	I-2(システム2) ③他のシステムとの接続	() 既存住民基本台帳システム () 宛名システム等	(<input type="radio"/>) 既存住民基本台帳システム (<input type="radio"/>) 宛名システム等	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和3年6月30日	I-2(システム3) ①システムの名称	税収納システム(税総合システム)	収納管理システム(税総合システム)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和3年6月30日	I-2(システム3) ③他のシステムとの接続	(<input type="radio"/>) 庁内連携システム	() 庁内連携システム	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和3年6月30日	I-6-① 部署	財務部 固定資産税課 ・ 税務管理課	財務部 固定資産税課 ・ 税務管理課 ・ 市民税課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和3年6月30日	I-6-② 所属長の役職名	固定資産税課長・税務管理課長	固定資産税課長・税務管理課長・市民税課長	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和3年6月30日	II-4-委託事項3 ②委託先における取扱者数	10人未満	10人以上50人未満	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

令和3年6月30日	Ⅲ-3(リスク2) 具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税システム(税総合システム)、税宛名システム(税総合システム) IDカードとパスワードで認証。 ・中間サーバー 端末にはIDカードとパスワードで認証。 システムにはIDとパスワードで認証。 ・庁内連携システム、団体内統合宛名システム 固定資産税事務担当者は直接アクセスできないよう制御。 	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税システム(税総合システム)、税宛名システム(税総合システム) 端末にはIDカードとパスワードで認証。 システムにはパスワード自動入力によるシングルサインオンによる認証。 システムのパスワードは情報システム管理者が管理。 ・中間サーバー、団体内統合宛名システム 端末にはIDカードまたは生体認証とパスワードデジタル戦略課認証。 システムにはIDとパスワードで認証。 ・庁内連携システム 固定資産税事務担当者は直接アクセスできないよう制御。 	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更に当たらない
令和3年6月30日	Ⅲ-8 実施の有無	[○]外部監査	[]外部監査	事前	
令和3年6月30日	Ⅳ-2-① 連絡先	財務部 固定資産税課 〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号(第一庁舎2階) 電話番号 06-6858-2150	財務部 固定資産税課 〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号(第一庁舎2階) 電話番号 06-6858-2145	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和3年12月24日	I-5-② 法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の第27の項	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の第27の項	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年1月21日	Ⅱ-4 委託の有無	4件	5件	事前	
令和4年1月21日	Ⅱ-4-委託事項5 ①委託内容	—	課税資料の郵便仕分・点検・データ入力・スキャン等の内部業務委託	事前	
令和4年1月21日	Ⅱ-4-委託事項5 ②委託先における取扱者数	—	提出された課税資料(償却資産申告書等)の整理・確認、スキャン処理、データ入力を行う。	事前	
令和4年1月21日	Ⅱ-4-委託事項5 ③委託先名	—	トッパン・フォームズ株式会社	事前	
令和4年1月21日	Ⅱ-4-委託事項5 ④再委託の有無	—	再委託する	事前	
令和4年1月21日	Ⅱ-4-委託事項5 ⑤再委託の許諾方法	—	再委託する場合は、委託先業者からあらかじめ書面により、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等の通知を受け、許諾する。	事前	
令和4年1月21日	Ⅱ-4-委託事項5 ⑥再委託事項	—	紙で提供された課税資料のパンチ入力業務	事前	

令和4年7月22日	I-2(システム5) ①システムの名称 ②システムの機能 ③他のシステムとの接続	被災者支援システムに関する記載	左の記載をすべて削除	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年7月22日	I-2(システム5~12)	システム5 被災者支援システム システム6 登記履歴管理システム システム7 家屋評価システム システム8 地方税ポータルシステム(eLTAXシステム) システム9 共通基盤システム(庁内連携システム) システム10 団体内統合宛名システム(宛名システム) システム11 中間サーバー システム12 住民基本台帳ネットワークシステム	システム5 登記履歴管理システム システム6 家屋評価システム システム7 地方税ポータルシステム(eLTAXシステム) システム8 共通基盤システム(庁内連携システム) システム9 団体内統合宛名システム(宛名システム) システム10 中間サーバー システム11 住民基本台帳ネットワークシステム システム12 削除	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年7月22日	別添1 ファイル記録項目	収納管理ファイル 右の項目を追加	収納管理ファイル 15 仕様業務CD 16 口座用途区分 17 口座開始年月日 18 口座停止年月日 19 口座履歴番号 20 金融機関CD 21 店舗CD 22 口座種別 23 口座番号 24 名義人漢字 25 名義人カナ 26 振替方法 27 口座振替依頼日 28 一時停止該当区分 29 備考 30 異動事由CD 31 登録年月日 32 異動年月日 33 論理削除区分 34 論理削除年月日 35 処理年月日 36 処理時刻	事前	
令和4年12月16日	II-4-委託事項4 ③委託先名	トッパン・フォームズ株式会社	株式会社パソナ	事前	
令和4年12月16日	II-4-委託事項5 ②委託先における取扱者数	10人未満	10人以上50人未満	事前	

令和5年6月30日	I-2(システム12) ①システムの名称	—	電子申込システム	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	I-2(システム12) ②システムの機能	—	個人番号カード用または移動端末設備用の署名用電子証明書を利用し、各種申込をオンラインで受理する機能。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	II-3 ②入手方法	[]その他	[O]その他(電子申込システム)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	II-4 委託の有無	5件	6件	事前	重要な項目の変更であるが、記載漏れの修正のため重要な変更にと当たらない
令和5年6月30日	II-4(委託事項6)	—	電子申込システムの保守	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	II-4(委託事項6) ①委託内容	—	システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、職員からの問合せに対する調査等	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	II-4(委託事項6) ②委託先における取扱者数	—	10人以上50人未満	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	II-4(委託事項6) ③委託先名	—	株式会社NTTデータ関西	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	II-4(委託事項6)-再委託 ④再委託の有無	—	再委託しない	事後	重要な項目の変更であるが、記載漏れの修正のため重要な変更にと当たらない
令和5年6月30日	II-5(提供先2) ①法令上の根拠	豊中市個人情報保護条例第18号	個人情報の保護に関する法律第76条	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	III-2 リスクに対する措置の内容	本人等(本人又は本人の代理人)からの入手 ・届出者が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面書式としている。 ・窓口において、対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・窓口において、本人の代理人が届出を行う場合は、委任状の確認を行うと伴に、代理人の本人確認を行う。 ・本人確認を行う際には、個人番号カードや官公庁発行の顔写真入りの身分証明書の提示を受ける。 個人番号カードや官公庁発行の顔写真入りの身分証明書を提示できない場合は、年金手帳等 複数の本人確認書類の提示を受けると伴に、住基情報等の聞き取りを行う。	本人等(本人又は本人の代理人)からの入手 ・届出者が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面書式としている。 ・窓口において、対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・窓口において、本人の代理人が届出を行う場合は、委任状の確認を行うと伴に、代理人の本人確認を行う。 ・本人確認を行う際には、個人番号カードや官公庁発行の顔写真入りの身分証明書の提示を受ける。 個人番号カードや官公庁発行の顔写真入りの身分証明書を提示できない場合は、年金手帳等 複数の本人確認書類の提示を受けると伴に、住基情報等の聞き取りを行う。 ・特定個人情報が含まれる申込をオンラインで入手する場合は、公的個人認証の仕組みが実装されたシステムを使用している。	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを低減するものであるため、重要な変更にと当たらない

令和5年6月30日	Ⅲ-3-リスク2 具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当て、各システムごとに次の方法で認証を行っている。 ・各システムにおいて、担当者ごとに使用できる権限を設定することで、不正使用への対策を実施している。 ・ユーザIDとアクセス権限は管理者が定期的に確認し、事務上アクセスが不要となったIDや権限を変更又は削除している。 ・固定資産税システム(税総合システム)、税宛名システム(税総合システム) <ul style="list-style-type: none"> 端末にはIDカードとパスワードで認証。 システムにはパスワード自動入力によるシングルサインオンによる認証。 システムのパスワードは情報システム管理者が管理。 ・中間サーバー、団体内統合宛名システム <ul style="list-style-type: none"> 端末にはIDカードまたは生体認証とパスワードで認証。 システムにはIDとパスワードで認証。 ・庁内連携システム <ul style="list-style-type: none"> 固定資産税事務担当者は直接アクセスできないよう制御。 	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当て、各システムごとに次の方法で認証を行っている。 ・各システムにおいて、担当者ごとに使用できる権限を設定することで、不正使用への対策を実施している。 ・ユーザIDとアクセス権限は管理者が定期的に確認し、事務上アクセスが不要となったIDや権限を変更又は削除している。 ・固定資産税システム(税総合システム)、税宛名システム(税総合システム) <ul style="list-style-type: none"> 端末にはIDカードとパスワードで認証。 システムにはパスワード自動入力によるシングルサインオンによる認証。 システムのパスワードは情報システム管理者が管理。 ・中間サーバー、団体内統合宛名システム <ul style="list-style-type: none"> 端末にはIDカードまたは生体認証とパスワードで認証。 システムにはIDとパスワードで認証。 ・庁内連携システム <ul style="list-style-type: none"> 固定資産税事務担当者は直接アクセスできないよう制御。 ・電子申込システム <ul style="list-style-type: none"> 端末にはIDと生体情報で認証。 システムにはパスワード自動入力によるシングルサインオンでの認証。 システムのパスワードはシステム管理者が管理。 	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを減少させる変更のため、重要な変更にあたらない
令和5年6月30日	Ⅲ-4 規定の内容	豊中市個人情報保護条例、豊中市個人情報保護条例施行規則及び、豊中市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、以下の規定を記載している。	個人情報の保護に関する法律、豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例及び豊中市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、以下の規定を記載している。	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更にあたらない
令和5年6月30日	Ⅲ-5 ルール内容及びルール遵守の確認方法及びその他欄	自己情報の開示請求者 請求内容の審査や本人確認を厳格に行うことで豊中市個人情報保護条例第18条の規定に則ったものであることを確認している。	自己情報の開示請求者 請求内容の審査や本人確認を厳格に行うことで個人情報の保護に関する法律第76条の規定に則ったものであることを確認している。	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更にあたらない

令和5年6月30日	Ⅲ-5 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	自己情報の開示請求者 ・豊中市個人情報保護条例の規定に基づき、市民へ情報を提供する際は、書面での提供のみとなっており、メールや電話等による書面以外の方法による提供を行わない。	自己情報の開示請求者 ・個人情報の保護に関する法律及び同法施行令に基づき、市民へ情報を提供する際は、書面での提供のみとなっており、メールや電話等による書面以外の方法による提供を行わない。	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更にあたらない
令和5年6月30日	Ⅲ-9 具体的な方法	・委託業者については、「豊中市個人情報保護条例」及び「番号法」による罰則適用並びに受託業者による従業員(再委託先含む)への教育の実施を明記した契約を締結している。	・委託業者については、「個人情報の保護に関する法律」及び「番号法」による罰則適用並びに受託業者による従業員(再委託先含む)への教育の実施を明記した契約を締結している。	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更にあたらない
令和5年6月30日	Ⅳ-1-② 請求方法	豊中市個人情報保護条例に基づき、本人確認書類を提示した上で、指定様式による書面を提出する。	個人情報の保護に関する法律及び同法施行令に基づき、本人確認書類を提示した上で、指定様式による書面を提出する。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	Ⅱ-1② 事務の概要		下記項目を追記 【中間サーバーに係る事務】 番号法の別表第二に基づき、固定資産税の減免及び固定資産税の還付に関する事務において、情報提供ネットワークシステムを介して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	I-2② システム1 システムの機能	【課税データ整備機能】 ・法務局の土地・家屋登記情報の登録・表示・更新をオンライン入力により行う。 ・償却資産申告書情報の登録・表示・更新をオンライン入力により行う。	【課税データ整備機能】 ・法務局の土地・家屋登記情報の登録・表示・更新をデータ連携及びオンライン入力により行う。 ・償却資産申告書情報の登録・表示・更新をオンライン入力により行う。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	I-2(システム13) ①システムの名称	—	登記情報連携システム	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	I-2(システム13) ②システムの機能	—	法務局から提供される登記済通知書電子データを受け取る機能。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	Ⅱ-4(委託事項5) ③委託先名	トッパン・フォームズ株式会社	TOPPPANエッジ株式会社	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月30日	IV-2-① 連絡先	財務部 固定資産税課 〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号(第 一庁舎2階) 電話番号 06-6858-2145	財務部 固定資産税課 〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号(第 一庁舎2階) 電話番号 06-6858-2150	事後	事前の提出・公表が不要なそ 他の項目の変更